

令和 4 年 1 2 月 1 日 招集

唐津市議会定例会提出議案

議 案 目 次

議案第 97 号	令和 4 年度唐津市一般会計補正予算……………	(別冊)
議案第 98 号	令和 4 年度唐津市国民健康保険特別会計補正予算……………	(別冊)
議案第 99 号	令和 4 年度唐津市介護保険特別会計補正予算……………	(別冊)
議案第 100 号	令和 4 年度唐津市観光施設特別会計補正予算……………	(別冊)
議案第 101 号	令和 4 年度唐津市有線テレビ事業特別会計補正予算……………	(別冊)
議案第 102 号	令和 4 年度唐津市水道事業会計補正予算……………	(別冊)
議案第 103 号	令和 4 年度唐津市工業用水道事業会計補正予算……………	(別冊)
議案第 104 号	令和 4 年度唐津市下水道事業会計補正予算……………	(別冊)
議案第 105 号	令和 4 年度唐津市市民病院きたはた事業会計補正予算……………	(別冊)
議案第 106 号	令和 4 年度唐津市モーターボート競走事業会計補正予算……………	(別冊)
議案第 107 号	唐津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 制定について……………	1
議案第 108 号	唐津市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 制定について……………	8
議案第 109 号	唐津市職員給与条例の一部を改正する条例制定について……………	22
議案第 110 号	唐津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条 例制定について……………	30
議案第 111 号	唐津市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関す る条例制定について……………	36
議案第 112 号	唐津市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例制定 について……………	46
議案第 113 号	唐津市立学校体育施設の開放に関する条例制定について……………	48
議案第 114 号	唐津市民交流プラザ条例の一部を改正する条例制定につ いて……………	52
議案第 115 号	唐津市巖木温泉佐用姫の湯条例の一部を改正する条例制 定について……………	55
議案第 116 号	唐津市肥前文化会館条例の一部を改正する条例制定につ いて……………	58
議案第 117 号	唐津市相知交流文化センター条例の一部を改正する条例 制定について……………	61

議案第 1 1 8 号	唐津市鳴神温泉なのゆ条例の一部を改正する条例制定 について……………	6 4
議案第 1 1 9 号	唐津市ひれふりランド条例の一部を改正する条例制定に ついて……………	6 7
議案第 1 2 0 号	唐津市浜玉町世代間交流センター条例の一部を改正する 条例制定について……………	7 0
議案第 1 2 1 号	唐津市肥前町福祉センター条例の一部を改正する条例制 定について……………	7 3
議案第 1 2 2 号	唐津市高齢者ふれあい会館条例の一部を改正する条例制 定について……………	7 6
議案第 1 2 3 号	唐津市七山鳴神の丘ふれあい館条例の一部を改正する条 例制定について……………	7 9
議案第 1 2 4 号	唐津市肥前農産物加工施設条例の一部を改正する条例制 定について……………	8 2
議案第 1 2 5 号	唐津市呼子交流促進施設条例の一部を改正する条例制定 について……………	8 4
議案第 1 2 6 号	唐津市浜玉農山村改善センター条例の一部を改正する条 例制定について……………	8 6
議案第 1 2 7 号	唐津市農漁民センター条例の一部を改正する条例制定に ついて……………	8 8
議案第 1 2 8 号	唐津市呼子台場都市漁村交流施設条例の一部を改正する 条例制定について……………	9 0
議案第 1 2 9 号	唐津市水産会館条例の一部を改正する条例制定について……………	9 3
議案第 1 3 0 号	唐津市都市公園条例の一部を改正する条例制定について……………	9 5
議案第 1 3 1 号	唐津市体育施設条例の一部を改正する条例制定について……………	1 0 2
議案第 1 3 2 号	唐津市公民館条例の一部を改正する条例制定について……………	1 1 5
議案第 1 3 3 号	唐津市都市コミュニティセンター条例の一部を改正する 条例制定について……………	1 1 8
議案第 1 3 4 号	唐津市巖木コミュニティセンター条例の一部を改正する 条例制定について……………	1 2 1
議案第 1 3 5 号	唐津市近代図書館条例の一部を改正する条例制定につい て……………	1 2 3
議案第 1 3 6 号	唐津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき市議会 の同意を求めることについて（その 1）……………	1 2 5
議案第 1 3 7 号	唐津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき市議会 の同意を求めることについて（その 2）……………	1 2 7

議案第 1 3 8 号	唐津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき市議会の同意を求めることについて（その 3）	1 2 9
議案第 1 3 9 号	唐津市教育委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて	1 3 1
議案第 1 4 0 号	字の区域変更について	1 3 3
議案第 1 4 1 号	唐津城関連施設の指定管理者の指定について	1 3 5
議案第 1 4 2 号	唐津市呼子台場都市漁村交流施設の指定管理者の指定について	1 3 6
議案第 1 4 3 号	唐津みなと交流センターの指定管理者の指定について	1 3 7
報告第 1 6 号	専決処分の報告について（その 1）	1 3 8
報告第 1 7 号	専決処分の報告について（その 2）	1 4 0

議案第107号

唐津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定について
唐津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を別紙のように制定する
ものとする。

令和4年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 住民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を目的として
情報通信技術を利用する方法により行政手続を行うために制定するもの
である。

唐津市条例第 号

唐津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の機関 市長（公営企業管理者の権限を行う市長を含む。）、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及びモーターボート競走事業管理者をいう。
- (2) 条例等 市の条例及び規則等（市の機関が定める規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき制定された佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）により市が処理することとされた事務について規定する佐賀県の条例、規則及び教育委員会規則をいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に

供されるものをいう。

(6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。

(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための

番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

- 5 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることが

できる。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うこと

が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第108号

唐津市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
唐津市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する
ものとする。

令和4年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 地方公務員法の一部改正を踏まえ職員の定年年齢を引き上げるととも
に管理監督職勤務上限年齢制度等の導入に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

唐津市職員の定年等に関する条例（平成17年条例第35号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、医療施設等において医療業務に従事する医師の定年は、年齢70年とする。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は

第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 唐津市職員給与条例(平成17年条例第54号。以下「給与条例」という。)第11条に規定する職(医療施設等において医療業務に従事する医師で給与条例別表第2のアの医療職給料表(1)の適用を受ける職を除く。)

(2) 唐津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第265号）第4条に規定する職

(3) 前2号に掲げる職に準ずる職として任命権者が定めるもの
（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数

の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

- 第10条** 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

- 第11条** 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当

該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、唐津市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する職員に対する令和4年改正条例による改正後の第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常員職員及び医師を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第21項の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 2 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の唐津市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の唐津市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項の規定又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当

該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 4 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

- 5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（次項、附則第7項、第10項及び第11項において「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項の規定、令和3年改正法附則第3条第5項の規定又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、附則第10項又は第11項の規定により採用することをいう。）

次項第5号において同じ。)をされたことがあるもの

6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

8 暫定再任用職員(附則第5項、第6項、第10項又は第11項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定

再任用職員の同意を得なければならない。

10 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第20項において同じ。）に達しているもの（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

12 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

13 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

1 4 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第 3 条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 2 2 条の 4 第 4 項の条例で定める職及び年齢)

1 5 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 6 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 2 2 条の 4 第 4 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

1 6 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 6 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 2 2 条の 4 第 4 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

1 7 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第 5 項から第 1 2 項までの規定が適用される間における各年の 4 月 1 日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第 1 9 項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

1 8 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に

係る新条例定年に達している者とする。

- 19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第17項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

- 20 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日まで間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職した者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

- 21 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議案第109号

唐津市職員給与条例の一部を改正する条例制定について
唐津市職員給与条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和4年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 地方公務員法の一部改正を踏まえ職員の定年年齢が引き上げられることに伴う給与に関する特例措置等を規定するため改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市職員給与条例の一部を改正する条例

唐津市職員給与条例（平成17年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「定める」の次に「ところにより決定する」を加え、同条第4項及び第6項中「その者」を「当該職員」に改める。

第6条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に、「その者に」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に」に、「再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた」を「定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た」に改め、同条第2項を削る。

第17条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第21条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第27条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第7項中「その者」を「当該

職員」に改める。

第30条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第31条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第12条」を「第5条第3項から第9項まで、第12条」に改め、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第34条第1項ただし書中「その者」を「当該職員」に改める。

附則に次の見出し及び8項を加える。

(給料の特例)

1 1 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第13項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

1 2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 唐津市職員の定年等に関する条例（平成17年条例第35号。以下「定年条例」という。）第3条第2項に規定する職員

(3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(4) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員

(5) 定年条例附則第3項に掲げる職員

- 1 3 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第15項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 1 4 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 1 5 異動日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（附則第11項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第13項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1 6 附則第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第11項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1 7 附則第13項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第27

条第5項（第30条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第27条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第13項、第15項又は第16項の規定による給料の額との合計額」とする。

18 附則第11項から前項までに定めるもののほか、附則第11項の規定による給料月額、附則第13項の規定による給料その他附則第11項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

「

再任用職員		187,700	215,200	258,600	278,300	293,700	318,900	361,300
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」

を

「

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	258,600	278,300	293,700	318,900	361,300

」

に改める。

別表第2のアの表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」

に、

「

再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000
-------	--	---------	---------	---------	---------

」

を

「

定年前再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円

」

短時間 勤務職 員		296,200	338,600	393,000	466,000
-----------------	--	---------	---------	---------	---------

に改める。

別表第2のイの表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」
に、

「

再任用 職員		188,700	215,300	246,700	260,300	286,000
-----------	--	---------	---------	---------	---------	---------

」

を

「

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額
		円 188,700	円 215,300	円 246,700	円 260,300	円 286,000

」

に改める。

別表第2のウの表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」
に、

「

再任用 職員		235,100	258,800	266,100	276,400	293,000
-----------	--	---------	---------	---------	---------	---------

」

を

「

定年前 再任用 短時間		基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額
		円	円	円	円	円

」

勤務職員		235,100	258,800	266,100	276,400	293,000
------	--	---------	---------	---------	---------	---------

に改める。

別表第3のアの表4級の項中「困難」を「主幹又は困難」に、「又は主査」を「若しくは主査」に改め、同表5級の項中「課長又は」を「課長、参与又は」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(職員の勤務延長に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の唐津市職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）附則第11項から第18項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 3 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第6条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、改正後の条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、改正後の条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時

間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、唐津市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第 号）附則第2項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する同条例第3条の規定による改正後の唐津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第41号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 5 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第27条第3項、第30条第2項及び第31条の規定を適用する。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第17条第2項第2号及び第21条第2項の規定を適用する。
- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 110 号

唐津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
唐津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 地方公務員法の一部改正等に伴う退職手当に関する特例措置等を規定するため改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

唐津市職員の退職手当に関する条例（平成17年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者並びに」を削り、同条第2項中「含む。」の次に「第16条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「（1月間の日数（唐津市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第16条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加え、同項ただし書中「職員」の次に「及び同法第22条の4第1項の規定により採用された職員」を加える。

第7条中「定年に達する日から6月前」を「唐津市職員の定年等に関する条例第2条に規定する定年退職日の前年の3月31日」に、「その年齢」を「退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢」に、「10年」を「15年」に改め、同条の表中「定年と退職の日」の次に「以後の最初の3月31日」を加える。

第10条の3の表中「定年と退職の日」の次に「以後の最初の3月31日」を加える。

第10条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第11条第4項において」に改め、「額（以下」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第16条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「支給期間」とする」を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間

(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第19条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第20条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第6項中「第7条まで」の次に「及び附則第15項から第20項まで」を加える。

附則第7項中「第6条の2」の次に「及び附則第18項」を加える。

附則第8項中「第6条」の次に「又は附則第16項」を加える。

附則第13項の前に見出しとして「(退職手当の特例)」を付する。

附則第14項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の6項を加える。

- 15 当分の間、第5条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第15項」とする。

1 6 当分の間、第6条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後最初の3月31日以後その他の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「第6条又は附則第16項」とする。

1 7 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 唐津市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第号）による改正前の唐津市職員の定年等に関する条例（以下「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員

(2) 唐津市職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員

(3) 給与その他の処遇の状況が前2号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員

1 8 唐津市職員給与条例附則第11項の規定による職員の給料月額の設定は、第6条の2に規定する給与月額の減額改定に該当しないものとする。

1 9 当分の間、第6条第1項に規定する者（勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものを除く。）に対する第7条の規定の適用については、同条中「15年」とあるのは「10年」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第17項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第17項第1号に掲げる職員	65歳
附則第17項第2号に掲げる職員	令和5年旧職員定年条例第3条ただし書に規定する年齢
附則第17項第3号に掲げる職員	規則で定める年齢

2 0 当分の間、第6条第1項に規定する職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が

市長の承認を得たもの又は公務上の疾病又は死亡により退職した者であつて、前項の表の左欄に掲げるものが、それぞれ旧定年退職日（同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後の最初の3月31日をいう。）の前年の3月31日までに退職したときにおける第7条及び第10条の3の規定の適用については、第7条の表第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第10条の3の表第10条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第19項の表の左欄に掲げる者の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定、第7条の改正規定（同条中「10年」を「15年」に改める部分を除く。）、第10条の3の改正規定、第16条の改正規定及び附則第14項の改正規定並びに附則第4項の規定については、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）又は暫定再任用短時間勤務職員（同法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。）に対するこの条例による改正後の唐津市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「任期を定めて採用された職員」とあるのは、「任期を定めて採用された職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とする。
- 3 暫定再任用職員に対する新条例第2条第2項の規定の適用については、同項中

「及び同法第 22 条の 4 第 1 項」とあるのは、「、同法第 22 条の 4 第 1 項及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）第 4 条第 1 項又は第 2 項」とする。

- 4 新条例第 16 条第 4 項の規定は、附則第 1 項ただし書に規定する施行の日以後に同条第 4 項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

議案第 1 1 1 号

唐津市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定について

唐津市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 地方公務員法の一部改正を踏まえ職員の定年引上げに伴う規定を整備するため関係条例を改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例
(唐津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 唐津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成 17 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 28 条第 3 項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果」を「第 27 条第 2 項並びに第 28 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、職員の意に反する降給の事由、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果並びに職員の失職の特例」に改める。

第 6 条を第 8 条とし、第 5 条を第 7 条とし、第 4 条を第 6 条とする。

第 3 条の前の見出しを削り、同条を第 5 条とし、同条の前に見出しとして「（休職の効果）」を付する。

第 2 条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第 1 項中「法第 28 条第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては」を「次の各号のいずれかに該当する場合は」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第 28 条第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合
- (2) 法第 28 条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を休職する場合
- (3) 前条第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして職員を降格する場合

第 2 条第 2 項中「若しくは免職又は休職」を「、免職、休職又は降給」に改め、同条を第 4 条とし、第 1 条の次に次の 2 条を加える。

（降給の種類）

第 2 条 降給の種類は、降格（職員の意に反して当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第 28 条の 2 第 1 項に規定する降給（同項本文の規

定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することになった場合において、降格することをいう。)とする。

(降給の事由)

第3条 職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降格することができる。この場合において、第4号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の規則で定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の規則で定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

(4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

2 職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき、職員の勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の規則で定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときは、これを降号することができる。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(降給の特例)

6 唐津市職員給与条例（平成17年条例第54号）附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「並びに唐津市職員給与条例（平成17年条例第54号）附則第11項の規定による降給とする」とする。

7 第4条第2項の規定は、唐津市職員給与条例附則第11項による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することになった旨の通知を行うものとする。

(公益的法人等への唐津市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 公益的法人等への唐津市職員の派遣等に関する条例（平成17年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項に規定する常時勤務を要する職を占める職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項第4号中「平成17年条例第35号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
(唐津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 唐津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「同法第28条の5第1項」を「同項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定

年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第2項本文中「規則の」を「規則で」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項ただし書中「、再任用短時間勤務職員」を「及び定年前再任用短時間勤務職員」に、「規則の」を「規則で」に改める。

第5条及び第9条の2第1項中「規則の」を「規則で」に改める。

第11条第1項中「規則の」を「規則で」に、「代わる日（次項）」を「代わる日（同項）」に改める。

第13条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第1項及び第17条中「規則の」を「規則で」に改める。

第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（唐津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第4条 唐津市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「平成17年条例第35号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。第10条第1項第3号において同じ。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条第2号中「唐津市職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第17条中「及び次条」を「、次条及び附則第4項」に、「給与条例の適用」を「給与条例の規定の適用」に改め、同条の表第5条第3項の項中「第5条第3項」の次に「、第5項及び第6項」を加え、「定める」を「決定する」に、「と

する。」を「とする」に改め、同表第6条第1項の項を削り、同表第17条第2項第2号の項中欄中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第21条第1項の項中「翌日午前5時」を「翌日の午前5時」に改め、同表第21条第4項の項を削り、同表第21条第5項の項中「唐津市職員の育児休業等に関する条例」の次に「（平成17年条例第42号）」を加え、「とする。」を「とする」に改める。

第18条の次に次の2条を加える。

（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をし、又はした職員についての準用）

第18条の2 第17条及び第17条の2の規定は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員について準用する。

2 前条の規定は、前項の短時間勤務をした職員について準用する。

（任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第18条の3 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第3項、 第5項及び第6 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号給に応じた額に、 勤務時間条例第2条第2項の規定により 定められたその者の勤務時間を同条第1 項に規定する勤務時間で除して得た数を 乗じて得た額とする
第17条第2項 第2号及び第 21条第2項	定年前再任用短 時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律 （平成3年法律第110号）第18条第 1項の規定により採用された同項に規定 する短時間勤務職員（以下「任期付短時 間勤務職員」という。）
第31条	第5条第3項か	第13条、第14条及び第16条

	ら第9項まで、 第12条から第 16条まで	
	定年前再任用短 時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

第20条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第21条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(給与条例附則第11項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

4 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第11項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

5 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員が給与条例附則第11項の規定の適用を受ける場合における第18条の2の規定の適用については、同条中「及び第17条の2」とあるのは、「、第17条の2及び附則第4項」とする。

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年条例第55号)の一部を次のように改正する。

第16条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。)」に改める。

(唐津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 唐津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第265号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第18条中「地方公営企業等の労働関係に関する法律」の次に「（昭和27年法律第289号）」を加える。

第20条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）」に改める。

(唐津市条例の廃止に関する条例の一部改正)

第7条 唐津市条例の廃止に関する条例（平成17年条例第352号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(149) 唐津市職員の再任用に関する条例（平成17年条例第36号）

(唐津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 唐津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第355号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(唐津市職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正)

第9条 唐津市職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

(唐津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第10条 唐津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

第9条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に対する給与条例第5条第3項、第5項及び第6項、第17条、第21条並びに第31条の規定の適用については、給与条例第5条第3項、第5項及び第6項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」と、給与条例第17条第2項第2号及び第21条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、給与条例第31条中「第5条第3項から第9項まで、第12条から第16条まで」とあるのは「第12条から第16条まで」と、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

第11条及び第12条中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（唐津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）については、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）とみなして、第3条の規定による改正後の唐津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。
（唐津市育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（令和3年法律第110号。次項において「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）に対する唐津市職員給与条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号）附則第3項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、唐津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第41号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

（技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第16条の規定を適用する。

（唐津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の唐津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第20条の規定を適用する。

議案第 1 1 2 号

唐津市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例制定について

唐津市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市公共施設整備基金の充当対象の見直しに伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

唐津市公共施設整備基金条例（平成17年条例第95号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の整備」の次に「（除却を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 3 号

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例制定について
唐津市立学校体育施設の開放に関する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関し利用の適正化を図るため制定するものである。

唐津市条例第 号

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、唐津市における地域住民のスポーツ活動の場として唐津市立小学校及び中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で市民等の利用に供することに関し必要な事項を定めるものとする。

(開放する学校及び施設)

第2条 体育施設を開放する唐津市立小学校及び中学校（以下「開放学校」という。）は、唐津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める。

2 開放する体育施設（以下「開放施設」という。）は、屋内運動場、剣道場、屋外運動場及びテニスコートとする。

(利用の範囲)

第3条 開放施設を利用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に在住し、通勤し、又は通学する者が構成する10人以上の団体に監督者としての成人を含むもの

(2) 開放学校の校区内に在住する者

(利用の許可)

第4条 開放施設を利用しようとするものは、教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

(1) 公安を害し、風俗を乱し、その他公共の福祉に反するとき。

(2) 営利を目的とするとき。

(3) 開放施設又はその設備を損傷するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 開放施設の利用について許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、

利用する権利を他に譲渡し、又は転貸することができない。

(利用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は利用の許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) 利用者がこの条例の規定に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。

(2) 偽りの申請により利用の許可を受けたとき。

(3) 第5条各号のいずれかに該当するとき。

2 前項の措置によって利用者が受ける損害については、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第8条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、後納することができる。

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下の者で構成する団体が利用する場合の使用料は、無料とする。

(使用料の不還付)

第9条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第10条 利用者は、その利用を終えたとき、又は第7条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第11条 利用者は、開放施設又はその設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の規定による開放施設の利用許可その他その利用許可に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第8条関係）

区分		金額（1時間当たり）
屋内運動場	2面	400円
	1面	200円
剣道場	全面	100円
屋外運動場		無料
テニスコート		無料

議案第 1 1 4 号

唐津市民交流プラザ条例の一部を改正する条例制定について
唐津市民交流プラザ条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市民交流プラザの使用料の見直しに伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市民交流プラザ条例の一部を改正する条例

唐津市民交流プラザ条例（平成23年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第14条関係）

区分	単位	金額
多目的ホール（料金を徴収しない場合）	1時間当たり	1,870円
多目的ホール（料金を徴収する場合）	1時間当たり	3,760円
第1会議室	1時間当たり	930円
第2会議室	1時間当たり	930円
小会議室1	1時間当たり	460円
小会議室2	1時間当たり	310円
交流活動室	—	無料
ロッカー	1月当たり	520円

備考

- 1 利用時間には、準備及び利用後の整理、原状回復等に要する時間を含むものとする。
- 2 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 3 ロッカーの利用期間に1月に満たない端数があるときは、これを1月に切り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」

という。) 以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の公布の日前に許可を受けた施行日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 1 1 5 号

唐津市巖木温泉佐用姫の湯条例の一部を改正する条例制定について
唐津市巖木温泉佐用姫の湯条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市巖木温泉佐用姫の湯の使用料の見直しに伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市巖木温泉佐用姫の湯条例の一部を改正する条例

唐津市巖木温泉佐用姫の湯条例（平成17年条例第234号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第14条関係）

1 入館料（入湯料を含む。）

区分	金額（1人当たり）	
	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
大人（中学生以上）	610円	460円
小人（4歳以上）	300円	230円

備考 回数券を発行する場合は、12回分の額につき2回分の額を割り引くものとする。

2 家族湯使用料

区分	金額（1室につき1時間当たり）
家族湯	1,560円

備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

3 会議室使用料

区分	金額（1室につき1時間当たり）
セミナー室	1,560円

備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の公布の日前に許可を受けた施行日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の別表の規定により発行した回数券については、この条例による改正後の別表の規定により発行した回数券とみなす。

議案第 1 1 6 号

唐津市肥前文化会館条例の一部を改正する条例制定について
唐津市肥前文化会館条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市肥前文化会館の使用料の見直しに伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市肥前文化会館条例の一部を改正する条例

唐津市肥前文化会館条例（平成17年条例第302号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第14条関係）

1 施設使用料

区分	金額（1時間当たり）
ホール	7,840円
舞台のみ	1,560円
リハーサル室	1,170円
楽屋1	780円
楽屋2	780円
控室	780円

備考

- 1 市民以外の者が利用する場合の使用料は、各区分に応じた金額の2倍の額とする。
- 2 入場料その他これに類するものを徴収する場合の使用料は、各区分に応じた金額の2倍の額とする。ただし、市民以外の者が利用する場合の使用料は、各区分に応じた金額の3倍の額とする。
- 3 ホール又は舞台のみの区分において冷暖房を利用するときは、別に1時間当たり2,720円を徴収する。

2 附属施設備品使用料

区分	金額（1回当たり）
照明施設（全施設）	52,380円
照明施設（全施設の2分の1）	26,190円
照明施設（基本のみ）	10,470円

ピアノ	2,090円
-----	--------

備考

- 1 1回当たりとは、1ステージとし、4時間以内とする。ただし、4時間を超えた場合は、1時間増すごとに各区分に応じた金額の4分の1の額を加算した額とする。
- 2 追加を要する照明、音響技術料等は、別途利用者が負担するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の公布の日前に許可を受けた施行日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 117号

唐津市相知交流文化センター条例の一部を改正する条例制定について
唐津市相知交流文化センター条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する
ものとする。

令和4年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市相知交流文化センターの使用料の見直しに伴い改正するもので
ある。

唐津市条例第 号

唐津市相知交流文化センター条例の一部を改正する条例

唐津市相知交流文化センター条例（平成17年条例第304号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「各種楽器、備品及び附属施設並びに設備」を「グランドピアノ」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第7条、第15条関係）

1 生涯学習センター使用料

区分	金額（1時間当たり）
会議室（1）	600円
会議室（2）	600円
会議室（3）	600円
調理実習室	600円
和室（1）	400円
和室（2）	600円
研修室（A）	1,200円
研修室（B）	2,400円
研修室（全室利用）	3,660円
エントランス	450円

2 文化ホール使用料

区分	金額（1時間当たり）
リハーサル室	600円
控室（1）	400円
控室（2）	400円
舞台のみ	1,860円
ホール	7,270円

ホワイエ	300円
------	------

3 附属設備・備品等使用料

区分	金額（1時間当たり）
ステージ照明設備	10,460円
ステージ音響設備	300円
ホール音響設備	1,240円

備考（別表第1共通）

- 1 利用時間には、準備及び利用後の整理、原状回復等に要する時間を含むものとする。
- 2 一般供用施設の利用者が、当該利用許可に係る入館者から、入場料その他これに類するものを徴収する場合の使用料は、各区分に応じた金額の2倍の額とする。
- 3 照明、音響等に係る専門的な技術料等は、別途利用者が負担するものとする。
- 4 ホール又は舞台のみの区分において冷暖房を利用するときは、別に1時間当たり2,080円を徴収する。

別表第2（第7条、第15条関係）

区分	金額（1回当たり）
グランドピアノ	3,870円

備考 グランドピアノの調律費は、金額に含まないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の唐津市相知交流文化センター条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の公布の日前に許可を受けた施行日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 1 1 8 号

唐津市鳴神温泉なのゆ条例の一部を改正する条例制定について

唐津市鳴神温泉なのゆ条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市鳴神温泉なのゆの使用料の見直しに伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市鳴神温泉なのゆ条例の一部を改正する条例

唐津市鳴神温泉なのゆ条例（平成18年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条、第12条関係）

入湯料（入湯税を含む。）

区分	金額（1人当たり）	
	午前10時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
大人（中学生以上）	780円	610円
小人（4歳以上）	390円	300円

備考 回数券を発行する場合は、12回分の額につき2回分の額を割り引くものとする。

別表第2（第5条、第12条関係）

1 家族風呂使用料

区分	金額（1室につき1時間当たり）
家族風呂	1,560円

2 会議室使用料

区分	金額（1室につき1時間当たり）
中小広間	1,170円

備考（別表第2共通） 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の公布の日前に許可を受けた施行日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の別表第1の規定により発行した回数券については、この条例による改正後の別表第1の規定により発行した回数券とみなす。

議案第 1 1 9 号

唐津市ひれふりランド条例の一部を改正する条例制定について
唐津市ひれふりランド条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものと
する。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市ひれふりランドの使用料の見直し等に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市ひれふりランド条例の一部を改正する条例

唐津市ひれふりランド条例（平成17年条例第114号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「、入浴、給食等の福祉サービス、機能回復訓練」を削る。

第8条中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 利用時間を延長した場合は、当該利用時間に係る使用料について、利用後直ちに納入しなければならない。

第15条第3項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改める。

別表第1及び別表第2を削り、附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条、第15条関係）

区分	金額（1室につき1時間当たり）	
	唐津市内居住者	唐津市外居住者
研修室等（研修室、栄養指導室、調理実習室、憩いの部屋及び和室）	210円	420円
和研修室	440円	880円

備考

- 1 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 2 営利を目的として利用する場合及び入場料金を徴収する場合は、10割相当額を加算する。
- 3 カラオケ設備を利用するときは、別に1時間当たり1,100円を徴収する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の唐津市ひれふりランド条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の公布の日前に許可を受けた施行日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 120号

唐津市浜玉町世代間交流センター条例の一部を改正する条例制定について

唐津市浜玉町世代間交流センター条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和4年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市浜玉町世代間交流センターの使用料の見直しに伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市浜玉町世代間交流センター条例の一部を改正する条例

唐津市浜玉町世代間交流センター条例（平成17年条例第115号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「なお、超過料金については」を「ただし、利用時間を延長した場合は、当該利用時間に係る使用料について」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第7条、第13条関係）

浴室使用料

区分	金額（1人当たり）			
	唐津市内居住者		唐津市外居住者	
	午前10時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前10時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
大人（中学生以上）	600円	450円	700円	520円
小人（4歳以上）	300円	220円	350円	260円

備考 回数券を発行する場合は、12回分の額につき2回分の額を割り引くものとする。

別表第2（第7条、第13条関係）

研修室使用料

区分	金額（1室につき1時間当たり）
唐津市内居住者	520円
唐津市外居住者	1,040円

備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の唐津市浜玉町世代間交流センター条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の公布の日前に許可を受けた施行日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 121号

唐津市肥前町福祉センター条例の一部を改正する条例制定について
唐津市肥前町福祉センター条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和4年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市肥前町福祉センターの使用料の見直しに伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市肥前町福祉センター条例の一部を改正する条例

唐津市肥前町福祉センター条例（平成17年条例第117号）の一部を次のように改正する。

第5条中「同表に定める納期までに納付」を「前納」に改め、同条ただし書中「ではない」を「でない」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 娯楽室の利用時間を延長した場合は、当該利用時間に係る使用料について、利用後直ちに納入しなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第11条関係）

1 浴室使用料

区分	金額（1人当たり）			
	唐津市内居住者		唐津市外居住者	
	午前10時から午後5時まで	午後5時から午後8時まで	午前10時から午後5時まで	午後5時から午後8時まで
大人（中学生以上）	500円	370円	600円	450円
小人（4歳以上）	250円	180円	300円	220円

備考 回数券を発行する場合は、12回分の額につき2回分の額を割り引くものとする。

2 娯楽室使用料

区分	金額（1室につき1時間当たり）	
	唐津市内居住者	唐津市外居住者
2号室及び3号室	1,230円	2,460円
4号室	950円	1,900円
5号室	2,390円	4,780円

備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げ

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の唐津市肥前町福祉センター条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の公布の日前に許可を受けた施行日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の唐津市肥前町福祉センター条例別表の規定により発行した回数券については、新条例別表の規定により発行した回数券とみなす。

議案第 1 2 2 号

唐津市高齢者ふれあい会館条例の一部を改正する条例制定について
唐津市高齢者ふれあい会館条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市高齢者ふれあい会館の使用料の見直しに伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市高齢者ふれあい会館条例の一部を改正する条例

唐津市高齢者ふれあい会館条例（平成17年条例第141号）の一部を次のように改正する。

第6条中「別表第1」を「別表」に改める。

第7条から第9条までを削り、第10条を第7条とし、第11条を第8条とし、第12条を第9条とする。

第13条第2項中「第13条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第10条とする。

第14条を第11条とし、第15条を第12条とする。

第16条第3項中「別表第1から別表第3まで並びに第7条及び第8条」を「別表」に改め、同条第4項中「第10条及び第11条」を「第7条及び第8条」に、「第13条第1項」を「第10条第1項」に、「第16条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第17条を第14条とする。

別表第1から別表第3までを削り、附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条、第13条関係）

区分	単位	金額
ホール	1時間当たり	1,960円
研修室1	1時間当たり	1,350円
研修室2	1時間当たり	660円
研修室3	1時間当たり	850円
浴場	1人1回当たり	210円

備考

- 1 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 2 営利を目的として利用する場合及び入場料金を徴収する場合は、10割相当額を加算する。

- 3 ホールにおいて冷暖房を利用するときは、別に1時間当たり1,090円を徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の唐津市高齢者ふれあい会館条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の公布の日前に許可を受けた施行日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 1 2 3 号

唐津市七山鳴神の丘ふれあい館条例の一部を改正する条例制定について
唐津市七山鳴神の丘ふれあい館条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市七山鳴神の丘ふれあい館の使用料の見直しに伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市七山鳴神の丘ふれあい館条例の一部を改正する条例

唐津市七山鳴神の丘ふれあい館条例（平成18年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	単位	金額
研修室1（和室）	1時間当たり	420円
研修室2（和室）	1時間当たり	250円
研修室（洋室）	1時間当たり	540円
創作室	1時間当たり	280円
温泉施設	1人1回当たり	310円
シャワー室	1人1回当たり	100円

備考

- 1 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 2 営利を目的として利用する場合及び入場料金を徴収する場合は、10割相当額を加算する。
- 3 陶芸用ガス窯を利用するときは、別に1回当たり3,140円を徴収する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の唐津市七山鳴神の丘ふれあい館条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の公布の日前に許可を受けた施行日以後の利用に係る使

用料については、なお従前の例による。

議案第 1 2 4 号

唐津市肥前農産物加工施設条例の一部を改正する条例制定について
唐津市肥前農産物加工施設条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市肥前農産物加工施設の使用料の見直しに伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市肥前農産物加工施設条例の一部を改正する条例

唐津市肥前農産物加工施設条例（平成17年条例第202号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	金額（1日当たり）
味噌加工室	1,100円
味噌貯蔵庫	110円
漬物加工室	820円
そば加工室	1,650円
菓子加工室	2,470円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の公布の日前に許可を受けた施行日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 1 2 5 号

唐津市呼子交流促進施設条例の一部を改正する条例制定について

唐津市呼子交流促進施設条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市呼子交流促進施設の使用料の見直しに伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市呼子交流促進施設条例の一部を改正する条例

唐津市呼子交流促進施設条例（平成17年条例第121号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「料金（1人1泊につき）」を「金額（1泊につき1人当たり）」に改める。

別表の2の表中「料金（1人につき）」を「金額（1人当たり）」に改める。

別表の3の表中「料金（1日当たり）」を「金額（1時間当たり）」に、「4,400円」を「740円」に、「2,200円」を「370円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の公布の日前に許可を受けた施行日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 1 2 6 号

唐津市浜玉農山村改善センター条例の一部を改正する条例制定について
唐津市浜玉農山村改善センター条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市浜玉農山村改善センターの使用料の見直しに伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市浜玉農山村改善センター条例の一部を改正する条例

唐津市浜玉農山村改善センター条例（平成17年条例第199号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	金額（1室につき1時間当たり）
研修室及び会議室（100平方メートル未満）	120円
研修室及び会議室（100平方メートル以上）	370円
多目的ホール	950円

備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の公布の日前に許可を受けた施行日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による

議案第 127号

唐津市農漁民センター条例の一部を改正する条例制定について
唐津市農漁民センター条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和4年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市農漁民センターの使用料の見直しに伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市農漁民センター条例の一部を改正する条例

唐津市農漁民センター条例（平成17年条例第308号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第15条関係）

区分	金額（1室につき1時間当たり）	
	唐津市内居住者	唐津市外居住者
集会室（100平方メートル未満）	840円	1,400円
集会室（100平方メートル以上）	1,650円	2,740円
料理研修室	820円	1,370円

備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の公布の日前に許可を受けた施行日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 128 号

唐津市呼子台場都市漁村交流施設条例の一部を改正する条例制定について

唐津市呼子台場都市漁村交流施設条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市呼子台場都市漁村交流施設の使用料の見直しに伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市呼子台場都市漁村交流施設条例の一部を改正する条例

唐津市呼子台場都市漁村交流施設条例（平成24年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第14条関係）

1 特産品等展示販売館

区分	金額（1月当たり）
展示室	無料
販売室	73,220円

2 交流館

(1) 交流室及び調理体験室使用料

区分	金額（1室につき1時間当たり）	
	唐津市内居住者	唐津市外居住者
交流室	390円	780円
調理体験室	540円	1,080円

備考

- 1 利用時間には、準備及び利用後の整理、原状回復等に要する時間を含むものとする。
- 2 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

(2) 温浴室使用料（入湯税を含む。）

区分	金額（1人当たり）			
	唐津市内居住者		唐津市外居住者	
	午前10時から午後5時まで	午後5時から午後8時まで	午前10時から午後5時まで	午後5時から午後8時まで

大人（中学生以上）	600円	450円	700円	520円
小人（4歳以上）	300円	220円	350円	260円

備考 回数券を発行する場合は、12回分の額につき2回分の額を割り引くものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の公布の日前に許可を受けた施行日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 129号

唐津市水産会館条例の一部を改正する条例制定について
唐津市水産会館条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和4年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市水産会館の使用料の見直しに伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市水産会館条例の一部を改正する条例

唐津市水産会館条例（平成24年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第14条関係）

区分	金額（1時間当たり）	
	唐津市内居住者	唐津市外居住者
多目的ホール	1,560円	3,120円
研修室	250円	500円

備考

- 1 利用時間には、準備及び利用後の整理、原状回復等に要する時間を含むものとする。
- 2 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の公布の日前に許可を受けた施行日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 130号

唐津市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
唐津市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和4年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 有料公園施設の使用料の見直しに伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市都市公園条例の一部を改正する条例

唐津市都市公園条例（平成17年条例第244号）の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第12条、第31条関係）

1 松浦河畔公園

(1) 庭球場使用料

ア 専用利用

区分	金額（1面につき1時間当たり）
一般	540円
生徒・児童	270円

イ 個人利用

区分	金額（1時間当たり）
一般	220円
生徒・児童	110円

ウ 壁打ちコート個人利用

区分	金額（1時間当たり）
壁打ちコート	110円

エ 夜間照明施設利用

区分	金額（1面につき30分当たり）
庭球場夜間照明施設	150円

(2) 洋弓場使用料

ア 専用利用

区分	金額（1時間当たり）
一般	790円
生徒・児童	390円

イ 個人利用

区分	金額（1時間当たり）
一般	110円
生徒・児童	50円

(3) 野球場使用料

区分	金額（1時間当たり）
一般	930円
生徒・児童	460円

(4) ラグビー・サッカー場使用料

ア 専用利用

区分		金額（1時間当たり）
一般	全面	3,110円
	半面	1,550円
	1/4面	770円
生徒・児童	全面	1,550円
	半面	770円
	1/4面	380円

イ 夜間照明施設利用

区分	金額（30分当たり）
全灯	1,570円
半灯	1,050円

(5) 屋外ステージ使用料

区分	単位	金額
入場料等を徴収しない場合	午前9時から午後5時まで	520円
	午後5時から午後8時まで	520円
入場料等を徴収する場合	1日当たり	10,580円

備考 電気料については、実費相当額を徴収する。

2 体育の森公園

(1) 文化体育館使用料

ア 競技場専用利用

区分		金額（1時間当たり）
一般	全面	1,590円
	半面	790円
生徒・児童	全面	790円
	半面	390円

備考 競技場の照明の電気料については、500ルクスを超える場合に限り、超過分の実費相当額を徴収する。

イ 柔道場、剣道場及び弓道場専用利用

区分	金額（1時間当たり）
一般	790円
生徒・児童	390円

ウ 競技場、柔道場、剣道場、弓道場及びトレーニング室個人利用

区分	金額（1時間当たり）
一般	110円
生徒・児童	50円

エ 文化ホール

区分	金額（1時間当たり）
文化ホール（控室付き）	2,520円
文化ホール（舞台のみ）	750円

オ 会議室

区分	金額（1室につき1時間当たり）
会議室（図書室・資料室）	610円

カ 冷暖房利用

区分	金額（1時間当たり）
文化ホール	1,280円

競技場	15,990円
-----	---------

(2) 体育の森公園相撲場使用料（文化体育館相撲場を含む。）

ア 専用利用

区分	金額（1時間当たり）
一般	790円
生徒・児童	390円

イ 個人利用

区分	金額（1時間当たり）
一般	110円
生徒・児童	50円

3 舞鶴海浜公園

舞鶴公園エレベーター使用料

区分	金額（片道1人当たり）
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で障害の級が4級以上のもの、知的障害者で療育手帳の交付を受けているもの及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	無料
未就学児及び70歳以上の者	無料
一般	100円
小・中学生	50円

備考（別表第4共通）

- 1 利用時間には、準備及び利用後の整理、原状回復等に要する時間を含むものとする。
- 2 利用時間に端数が生じたときは、その端数の時間は、次により処理する。

- (1) 1時間当たりで規定するもので1時間に満たないとき 1時間
 - (2) 30分当たりで規定するもので30分を満たないとき 30分
- 3 個人利用の場合は、次に掲げる回数券を利用できるものとする（夜間照明施設利用を除く。）。
- (1) 110円券の12枚つづり 1,100円
 - (2) 50円券の12枚つづり 500円
- 4 一般とは、15歳以上の者で中学生及び高校生以外のものをいう。ただし、舞鶴公園エレベーター使用料においては、15歳以上70歳未満の者で小・中学生以外のものをいう。
- 5 市民以外の個人又は団体が利用する場合の使用料（屋外ステージ使用料及び舞鶴公園エレベーター使用料を除く。）は、各区分に応じた金額の2倍の額とする。
- 6 物品の売買又は宣伝を目的として利用する場合の使用料（屋外ステージ使用料及び舞鶴公園エレベーター使用料を除く。）は、各区分（文化ホールを利用する場合にあっては、文化ホール（控室付き）の区分とする。）に応じた金額の5倍の額とする。この場合において、前項及び次項の規定は、適用しない。
- 7 入場料を徴収する場合の使用料（屋外ステージ使用料及び舞鶴公園エレベーター使用料を除く。）は、各区分（文化ホールを利用する場合にあっては、文化ホール（控室付き）の区分とする。）に応じた金額の5倍の額とする。この場合において、第5項及び前項の規定は、適用しない。
- 8 設備器具の使用料の額は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の

公布の日前に許可を受けた施行日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に発行したこの条例による改正前の別表第4に規定する回数券は、施行日以後においても、なお利用することができる。

議案第 131号

唐津市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
唐津市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和4年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 体育施設の使用料の見直しに伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市体育施設条例の一部を改正する条例

唐津市体育施設条例（平成17年条例第326号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条、第15条関係）

1 野球場使用料

(1) 野球場

区分		金額（1時間当たり）
唐津市野球場	一般	1,380円
	生徒・児童	690円
唐津市山本野球場	一般	610円
	生徒・児童	300円

(2) 夜間照明施設利用

区分	金額（30分当たり）
唐津市野球場	2,250円

(3) 唐津市野球場附属設備利用

区分	金額（1時間当たり）
スコアボード	200円

2 陸上競技場使用料

(1) 専用利用

区分	金額（1時間当たり）
一般	1,650円
生徒・児童	820円

(2) 個人利用

区分	金額（1時間当たり）
一般	110円
生徒・児童	50円

(3) 夜間照明施設利用

区分	金額（30分当たり）
唐津市陸上競技場	410円

3 運動広場及び運動場使用料

(1) 専用利用

ア 唐津市浄水センター運動広場

区分	金額（1面につき1時間当たり）
一般	460円
生徒・児童	230円

イ 唐津市浜玉ひれふりの里グラウンド、唐津市巖木スポーツ広場、唐津市肥前総合運動場多目的運動場、唐津市呼子スポーツセンター運動場及び唐津市七山鳴神の丘運動公園グラウンド

区分		金額（1時間当たり）
一般	全面	460円
	半面	230円
生徒・児童	全面	230円
	半面	110円

ウ 唐津市相知天徳の丘運動公園多目的運動広場及び唐津市鎮西スポーツセンター総合運動場

区分		金額（1時間当たり）
一般	全面	930円
	1面	230円
生徒・児童	全面	460円
	1面	110円

エ 唐津市北波多運動広場

区分	金額（1時間当たり）
一般	460円

生徒・児童	230円
-------	------

(2) 個人利用

区分	金額（1時間当たり）
一般	110円
生徒・児童	50円

備考 唐津市浄水センター運動広場は、当該利用を除く。

(3) 夜間照明施設利用

区分		金額（30分当たり）
唐津市浜玉ひれふりの里 グラウンド	半面	620円
	全面	1,200円
唐津市巖木スポーツ広場	野球	1,040円
	ソフトボール	620円
	サッカー	620円
	全面A	1,170円
	全面B（Aの1/3）	420円
唐津市相知天徳の丘運動 公園多目的運動広場	ソフトボールA	620円
	ソフトボールB	830円
	野球A	1,040円
	野球B	1,170円
	全面	3,660円
唐津市北波多運動広場	全面	930円
唐津市肥前総合運動場多 目的運動場	半面	1,380円
	全面	2,300円
唐津市鎮西スポーツセン ター総合運動場	ソフトボール1面	830円
	野球	1,740円
	サッカーA	2,100円

	サッカーB	1,380円
	陸上競技	1,600円
	全面	3,510円
唐津市呼子スポーツセンター運動場	半面	1,040円
	全面	1,740円
唐津市七山鳴神の丘運動公園グラウンド	ソフトボールA	830円
	ソフトボールB (Aの2/3)	620円
	野球A	1,600円
	野球B (Aの2/3)	1,040円
	全面A	2,300円
	全面B (Aの2/3)	1,600円

4 体育館使用料

(1) 専用利用

ア 唐津市文化体育館分館

区分	金額 (1時間当たり)
一般	930円
生徒・児童	460円

イ 唐津市浜玉社会体育館

区分	金額 (1時間当たり)
一般	430円
生徒・児童	210円

ウ 唐津市相知天徳の丘運動公園社会体育館、唐津市北波多社会体育館、唐津市肥前体育館、唐津市鎮西スポーツセンター体育館及び唐津市呼子スポーツセンター屋内競技場

(ア) 体育館

区分	金額 (1時間当たり)
----	-------------

一般	全面	850円
	半面	420円
	1 / 4面	210円
生徒・児童	全面	420円
	半面	210円
	1 / 4面	100円

(イ) その他の施設

区分			金額（1時間当たり）
唐津市相知天徳の丘運動公園社会体育館 唐津市北波多社会体育館 唐津市肥前体育館 唐津市鎮西スポーツセンター体育館	卓球室	一般	310円
		生徒・児童	150円
唐津市北波多社会体育館 唐津市鎮西スポーツセンター体育館 唐津市呼子スポーツセンター屋内競技場	ミーティングルーム	一般	310円
		生徒・児童	150円
唐津市鎮西スポーツセンター体育館	多目的室	一般	310円
		生徒・児童	150円
唐津市肥前体育館 唐津市鎮西スポーツセンター体育館 唐津市呼子スポーツセンター屋内競技場	シャワー（1回当たり）		100円

備考 ミーティングルーム及び多目的室は、体育館を行事に利用する場合であつて当該行事の運営用に利用するときは、無料とする。

エ 唐津市相知浦の川スポーツセンター

区分	金額（1時間当たり）
一般	550円

生徒・児童	270円
-------	------

オ 唐津市巖木本山体育館及び唐津市呼子殿ノ浦体育館

区分		金額（1時間当たり）
一般	全面	660円
	片面	330円
生徒・児童	全面	330円
	片面	160円

カ 唐津市相知牟田部体育館、唐津市相知平山体育館、唐津市相知佐里体育館及び唐津市鎮西石室体育館

区分		金額（1時間当たり）
一般		330円
生徒・児童		160円

(2) 個人利用

区分		金額（1時間当たり）
一般		110円
生徒・児童		50円

備考 唐津市浜玉社会体育館、唐津市相知浦の川スポーツセンター、唐津市相知牟田部体育館、唐津市相知平山体育館、唐津市相知佐里体育館及び唐津市鎮西石室体育館は、当該利用を除く。

5 テニスコート使用料

(1) 専用利用

ア 唐津市庭球場

区分		金額（1面につき1時間当たり）
一般		360円
生徒・児童		180円

イ 唐津市鎮西スポーツセンターテニスコート及び唐津市七山鳴神の丘運動公園テニスコート

区分	金額（1面につき1時間当たり）
一般	360円
生徒・児童	180円

ウ 唐津市相知天徳の丘運動公園硬式庭球場、唐津市相知軟式庭球場、唐津市肥前総合運動場庭球場及び唐津市呼子スポーツセンターテニスコート

区分	金額（1面につき1時間当たり）
一般	310円
生徒・児童	150円

(2) 個人利用

区分	金額（1時間当たり）
一般	110円
生徒・児童	50円

(3) 夜間照明施設利用

区分	金額（30分当たり）
唐津市相知軟式庭球場 唐津市肥前総合運動場庭球場 唐津市鎮西スポーツセンターテニスコート 唐津市呼子スポーツセンターテニスコート 唐津市七山鳴神の丘運動公園テニスコート	150円

6 プール使用料

唐津市屋内プール

ア 専用利用

区分	金額（1時間当たり）
温水	10月～翌年5月 3,320円
冷水	6月～9月 1,660円

イ 個人利用

区分	金額（1時間当たり）
----	------------

一般	温水	220円
	冷水	110円
生徒・児童	温水	110円
	冷水	50円

ウ 児童プール 無料

7 武道場使用料

(1) 専用利用

区分		金額（1面につき1時間当たり）
唐津市東部少年武道館	一般	390円
	生徒・児童	190円
唐津市肥前武道場		
唐津市呼子柔剣道場		
唐津市巖木柔剣道場	一般	210円
	生徒・児童	100円

(2) 個人利用

区分	金額（1時間当たり）
一般	110円
生徒・児童	50円

8 弓道場及び相撲場使用料

(1) 専用利用

区分	金額（1時間当たり）
唐津市相知天徳の丘運動公園弓道場	一般 310円
唐津市鎮西スポーツセンター弓道場	生徒・児童 150円
唐津市肥前総合運動場相撲場（屋内・屋外）	
唐津市鎮西スポーツセンター相撲場	
唐津市浜玉相撲場（屋内・屋外）	

(2) 個人利用

区分	金額（1時間あたり）
一般	110円
生徒・児童	50円

9 ポートハウス使用料（艇庫使用料）

区分		金額（1艇につき年額）
一般	エイト艇	47,120円
	フォア艇	23,560円
	その他の艇	15,480円
大学生	エイト艇	23,560円
	フォア艇	11,780円
	その他の艇	7,740円
高校生以下	エイト艇	11,780円
	フォア艇	5,890円
	その他の艇	3,870円

備考 冷暖房を利用する場合の電気料は、実費相当額を徴収する。

10 グラウンド・ゴルフ場使用料

区分	金額（1人につき1時間あたり）
唐津市相知天徳の丘運動公園グラウンド・ゴルフ場	150円

11 屋外運動場及び運動広場夜間照明施設使用料

区分		金額（30分あたり）
唐津市立東唐津小学校運動場	全灯	410円
唐津市立長松小学校運動場	全灯	830円
唐津市立佐志小学校運動場	全灯	620円
唐津市立西唐津小学校運動場	全灯	620円
唐津市立外町小学校運動場	全灯	830円

唐津市立湊中学校運動場	全灯	6 2 0 円
唐津市立鏡中学校運動場	全灯	8 3 0 円
唐津市立鏡山小学校運動場	全灯	6 2 0 円
唐津市立久里小学校運動場	全灯	6 2 0 円
唐津市立大良小学校運動場	全灯	6 2 0 円
唐津市立大志小学校運動場	全灯	8 3 0 円
唐津市立第一中学校運動場	A 面	8 3 0 円
	B 面	8 3 0 円
	全灯	1, 0 4 0 円
唐津市立竹木場小学校運動場	全灯	6 2 0 円
唐津市立高島小学校運動場	全灯	4 1 0 円
唐津市立鬼塚中学校運動場	全灯	6 2 0 円
唐津市立浜玉中学校運動場	A 面	6 2 0 円
	B 面	8 3 0 円
	全灯	1, 2 0 0 円
唐津市立浜玉中学校テニスコート	全面	6 2 0 円
唐津市立浜崎小学校運動場	全灯	1, 0 4 0 円
唐津市立玉島小学校運動場	全灯	1, 0 4 0 円
唐津市巖木広瀬運動広場	全灯	1, 0 4 0 円
唐津市立巖木中学校テニスコート	1 面	1 5 0 円
唐津市立簀木小学校運動場	全灯	6 2 0 円
旧唐津市立本山小学校運動場	全灯	6 2 0 円
唐津市立巖木小学校運動場	全灯	4 1 0 円
唐津市立相知中学校運動場	A 面	6 2 0 円
	B 面	8 3 0 円
	全灯	1, 2 0 0 円

唐津市立北波多中学校運動場	全灯	620円
旧唐津市立切木中学校運動場	全灯	1,040円
唐津市立入野小学校運動場	全灯	830円
唐津市立田野小学校運動場	全灯	410円
唐津市立納所小学校運動場	全灯	1,040円
唐津市鎮西馬渡運動広場	全灯	1,040円
唐津市立加唐小学校運動場	全灯	620円
唐津市立呼子小学校運動場	半灯	620円
	全灯	1,040円
旧唐津市立七山小学校運動場	半灯	830円
	全灯	1,200円

1.2 その他の体育施設使用料 無料

備考（別表第2共通）

- 1 利用時間には、準備及び利用後の整理、原状回復等に要する時間を含むものとする。
- 2 利用時間に端数が生じたときは、その端数の時間は、次により処理する。
 - (1) 1時間当たりで規定するもので1時間に満たないとき 1時間
 - (2) 30分当たりで規定するもので30分には満たないとき 30分
- 3 個人利用の場合は、次に掲げる回数券を利用できるものとする（夜間照明施設利用を除く。）。
 - (1) 110円券の12枚つづり 1,100円
 - (2) 50円券の12枚つづり 500円
- 4 一般とは、15歳以上の者で中学生及び高校生以外のものをいう。ただし、ボートハウス使用料（艇庫使用料）においては、15歳以上の者で中学生、高校生及び大学生以外のものをいう。
- 5 市民以外の個人又は団体が利用する場合の使用料（ボートハウス使用料（艇庫使用料）を除く。）は、各区分に応じた金額の2倍の額とする。

6 物品の売買又は宣伝を目的として利用する場合の使用料は、各区分に応じた金額の5倍の額とする。この場合において、前項及び次項の規定は、適用しない。

7 入場料を徴収する場合の使用料は、各区分に応じた金額の5倍の額とする。この場合において、第5項及び前項の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の公布の日前に許可を受けた施行日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日前に発行したこの条例による改正前の別表第2に規定する回数券は、施行日以後においても、なお利用することができる。

議案第 1 3 2 号

唐津市公民館条例の一部を改正する条例制定について
唐津市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 公民館の使用料の見直し等に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市公民館条例の一部を改正する条例

唐津市公民館条例（平成17年条例第300号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「巖木公民館支館、」を削る。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第7条関係）

区分	金額（1室につき1時間当たり）		
	大会議室（200平方メートル以上）	会議室（100平方メートル以上200平方メートル未満）	その他の会議室（100平方メートル未満）
志道公民館	2,200円	1,600円	600円
大成公民館			
竹木場公民館			
高島公民館			
鏡公民館			
久里公民館			
鬼塚公民館			
湊公民館			
神集島公民館			
大良公民館			
西唐津公民館			
東唐津公民館			
長松公民館			
成和公民館			
佐志公民館			
浜玉公民館			

北波多公民館			
肥前公民館			
鎮西公民館			
打上公民館			
呼子公民館			
七山公民館			
外町公民館	唐津市都市コミュニティセンター条例（平成17年条例第305号）別表に定める額		
巖木公民館	唐津市巖木コミュニティセンター条例（平成17年条例第306号）別表に定める額		
相知公民館	唐津市相知交流文化センター条例（平成17年条例第304号）別表第1に定める額		
その他の公民館	無料		

備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の公布の日前に許可を受けた施行日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 133 号

唐津市都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について

唐津市都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市都市コミュニティセンターの使用料の見直しに伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

唐津市都市コミュニティセンター条例（平成17年条例第305号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

1 会議室等使用料

区分	金額（1室につき1時間当たり）
大会議室（200平方メートル以上）	2,200円
会議室（100平方メートル以上200平方メートル未満）	1,600円
その他の会議室（100平方メートル未満）	600円

備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

2 社会体育館使用料

区分	金額	
	専用利用（1時間当たり）	個人利用（2時間当たり）
一般	930円	110円
生徒及び児童	460円	50円

備考 利用時間に端数が生じたときは、その端数の時間は、次により処理する。

(1) 専用利用において1時間に満たないとき 1時間

(2) 個人利用において2時間に満たないとき 2時間

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の公布の日前に許可を受けた施行日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 134号

唐津市巖木コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について

唐津市巖木コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和4年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市巖木コミュニティセンターの使用料の見直しに伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市巖木コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

唐津市巖木コミュニティセンター条例（平成17年条例第306号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第15条関係）

区分	金額（1室につき1時間当たり）
大会議室（200平方メートル以上）	2,200円
会議室（100平方メートル以上200平方メートル未満）	1,600円
その他の会議室（100平方メートル未満）	600円

備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の公布の日前に許可を受けた施行日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 135号

唐津市近代図書館条例の一部を改正する条例制定について
唐津市近代図書館条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和4年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市近代図書館の使用料の見直しに伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市近代図書館条例の一部を改正する条例

唐津市近代図書館条例（平成17年条例第311号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

区分	金額（1日当たり）
入場料を徴収しない場合	18,330円
入場料を徴収する場合	31,520円

備考 利用日数に1日に満たない端数があるときは、これを1日に切り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の公布の日前に許可を受けた施行日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

やま ぐち ひろし
山 口 博

[Redacted]

略

歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

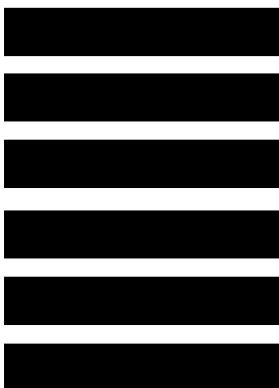
[Redacted]

[Redacted]

なか え ち か こ
中 江 千 佳 子



略



歴

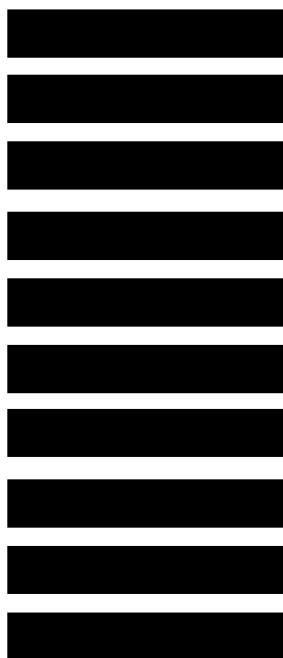


よし だ よう じ
吉 田 洋 司



略

歴



議案第 139 号

唐津市教育委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて
次の者を唐津市教育委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名 佐 伯 玄 一 郎

生年月日



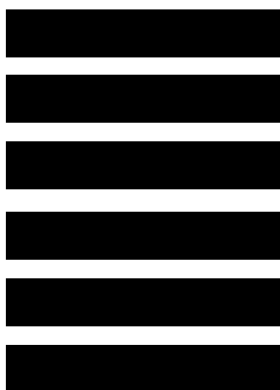
提案理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により
市議会の同意を求めるものである。

さ えき げん いち ろう
佐 伯 玄 一 郎



略

歴



議案第 140 号

字の区域変更について

本市の区域内において、次のとおり字の区域を変更するものとする。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

区域を変更する字の名称	同左に編入する区域	参考資料番号
唐津市相知町黒岩字下田	<p>唐津市相知町黒岩字前田 6 7 7 番 1、6 7 7 番 4、6 7 9 番 1、6 8 0 番 1 の一部、6 8 1 番の一部、6 8 3 番、6 8 4 番 1、6 8 4 番 2、6 8 5 番及び 6 8 6 番の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>唐津市相知町黒岩字舞鶴 7 2 4 番 1 の一部、7 2 4 番 3、7 2 5 番 1 の一部及び 7 2 6 番の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p>	2
唐津市相知町黒岩字日焼	<p>唐津市相知町黒岩字前田 7 1 6 番の一部、7 1 7 番の一部、7 1 8 番、7 1 9 番、7 2 0 番の一部及び 7 2 2 番 1 並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>唐津市相知町黒岩字舞鶴 7 5 3 番の一部、7 5 9 番、7 6 0 番、7 6 1 番、7 6 2 番、7 6 3 番の</p>	3 及び 4

	<p>一部、764番及び765番並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>唐津市相知町黒岩字下石原819番1の一部、819番4及び823番の一部並びにこれらに伴う道路の区域</p>	
--	---	--

提案理由 土地改良法による相知黒岩地区ほ場整備事業の実施に伴う境界整理のため、本市の区域内の字の区域を変更する必要があるため、地方自治法第260条第1項の規定により提案するものである。

議案第 141 号

唐津城関連施設の指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 唐津城
- (2) 舞鶴海浜公園の一部
- (3) 東城内駐車場

2 指定管理者となる団体の名称

唐津城関連施設マネジメント共同企業体

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

提案理由 唐津城関連施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議案第 142 号

唐津市呼子台場都市漁村交流施設の指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称

唐津市呼子台場都市漁村交流施設

2 指定管理者となる団体の名称

佐賀玄海漁業協同組合

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

提案理由 唐津市呼子台場都市漁村交流施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議案第 143 号

唐津みなと交流センターの指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称

唐津みなと交流センター

2 指定管理者となる団体の名称

呼子海運株式会社

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

提案理由 唐津みなと交流センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

(2) 前号以外に唐津市と 5 の損害賠償及び和解の相手方には何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。

5 和解の要旨

- (1) 唐津市は、4の損害賠償及び和解の相手方らに対し同4の損害賠償の額を支払う。
- (2) 前号以外に唐津市と4の損害賠償及び和解の相手方らには何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。

